

令和３年度第３回御船町議会定例会（７月会議） 議事日程

令和３年７月８日

午前10時00分開会

１ 議事日程

第１ 会議録署名議員の指名

１０番 田 上 忍 君

１１番 藤 川 博 和 君

第２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第３ 報告第 ８号 専決処分の報告について

第４ 議案第１０号 御船町地域防災計画の一部修正について

第５ 議案第１１号 令和３年度御船町一般会計補正予算（第３号）について

第６ 議案第１２号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

２ 出席議員は次のとおりである（13人）

１番 中 城 峯 雄 君 ２番 井 藤 はづき 君

３番 宮 川 一 幸 君 ４番 福 本 悟 君

５番 田 上 英 司 君 ６番 増 田 安 至 君

７番 森 田 優 二 君 ８番 岩 永 宏 介 君

９番 福 永 啓 君 １０番 田 上 忍 君

１１番 藤 川 博 和 君 １２番 清 水 聖 君

１４番 池 田 浩 二 君

３ 欠席議員（１人）

１３番 井 本 昭 光 君

４ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	宮 本 正 君
教 育 長	上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長	野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	町 民 税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	こ ども 未 来 課 長	沖 勝 久 君
健康づくり保険課長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	鶴 野 修 一 君	建 設 課 長	島 田 誠 也 君
環 境 保 全 課 長	田 中 智 徳 君	会 計 管 理 者	宮 崎 尚 文 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	緒 方 良 成 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

昨年7月に発生した熊本県南豪雨災害につきましては、多くの死者、行方不明者が出たほか、広範囲にわたり家屋への浸水をもたらすなど、未曾有の大水害となりました。また、先週7月3日には静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し甚大な被害が出ております。これらの災害によりお亡くなりになられた方々へ心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方へのお見舞いを申し上げます。

また、被災地の日も早い復旧・復興を心より祈念いたします。

ここで、お亡くなりになられた方々の冥福を祈り、謹んで黙禱を捧げたいと思います。

皆様、御起立ください。

黙禱。

[黙禱]

○議長（池田浩二君） 御着席ください。

御協力ありがとうございました。

ただ今から、令和3年度第3回御船町議会定例会7月会議を再開します。

13番、井本昭光議員より本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、田上忍議員、11番、藤川博和議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第２ 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

6月24日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会7月会議の議事日程について協議を行いました。第3回御船町議会定例会7月会議の会期日程は、本日7月8日の1日間と決定しました。

次に、議会全員協議会を7月2日に開催し、執行部から7月会議に提出される議案の説明や諸報告があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。また、御船町議会運営に係る申し合わせ事項やタブレット端末を使用する上での取り決めなどについても協議いたしました。

次に、タブレット端末操作研修会について報告します。研修会は全議員を対象に行われ、この日は3階会議室において午前と午後の2班に分かれて受講しました。今回は、タブレットの基本操作をメインとしてチャット機能やオンライン会議システムの操作などについて、納入業者より説明及び実技指導を受けました。

最後に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和3年5月分の出納検査は6月21日から3日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

御船町地域防災計画について、災害対策基本法に基づき令和3年度御船町防災会議を開

催して、一部修正を行いました。なお、会議は新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえ、書面による開催といたしました。主な修正点は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正を反映した点や、災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告と避難指示を避難指示に一本化した点であります。併せて、本計画の修正については、御船町議会基本条例に基づき、今定例会議に議案を提出しております。よろしくお願い申し上げます。

次に、福祉課について報告します。

今年度の介護予防生活支援サポーター養成講座の受講生募集を7月5日から8月6日まで行っています。介護予防生活支援サポーターは介護予防教室や地域サロンで体操や脳トレニング等の指導、安全な教室運営のサポートを行うボランティアです。講座は8月23日から9月13日までに4日間開催する予定としており、対象者は介護予防に関心のある18歳以上の御船町在住の方です。多くの方の受講をお待ちしております。

次に、健康づくり保険課について報告します。

新型コロナウイルスについては、熊本蔓延防止宣言が6月13日で終了し、県独自の医療を守る行動強化期間が6月27日に終了いたしました。これから、様々な活動を戻す時期になりますが、引き続き気を緩めることなく、一人一人が感染しない、させないという意識を強く持って行動していただくことが重要です。切り札であるワクチン接種については、現在高齢者の2回目の接種を行っています。町内医療機関での接種を含め、7月末までには希望する高齢者の接種が完了する見込みです。次の段階として、60歳から64歳の方及び基礎疾患を有する方への接種を実施します。その次の、59歳以下の方については、接種券を7月12日に送付を開始し、9月からの接種開始に向け準備中です。

また、特定健診とがん検診を7月14日まで、第2分庁舎にて実施しています。

次に、商工観光課について報告します。

町独自の新型コロナ関連経済対策であるプレミアム商品券発行事業については、7月末に町内全世帯へ購入券を郵送し、8月6日に御船町商工会での販売を開始します。8月10日からはできるだけ多くの世帯の方へ購入していただけるよう、御船、七滝、上野の郵便局での販売も行います。商品券は11月30日までに町内の登録店舗で使用可能で、完売した場合の経済効果は約2億2,000万円を見込んでおります。

また、全庁体制で誘致に取り組んでおります西往還区の複合型宿泊施設建設につきましては、既に集会所の解体が完了し、現在造成工事が始まっています。今後、事業者と7月

中に立地協定を締結し、開業後の観光面や防災面などの連携について協議を進めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

日程第4 議案第10号 御船町地域防災計画の一部修正について

日程第5 議案第11号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第12号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第8号、「専決処分の報告について」から、日程第6、議案第12号、「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」までの4件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第3号に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第12号、工事請負変更契約の締結について。

議案第10号、御船町地域防災計画の一部修正について。御船町地域防災計画の一部について、別添のとおり修正する。

提案理由。御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号、令和3年度御船町一般会計補正予算（第3号）。令和3年度御船町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,605万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第12号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

提案理由。熊本市町村総合事務組合規約を変更しようとするときには、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第8号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（藤川博和君） 工事の変更内容の説明をお願いいたします。

○建設課長（島田誠也君） 議案にも簡単に記載をしておりますが、橋台パラペット部の鉄筋が、緊張作業時に機械に邪魔になったということで、鉄筋を切断をして工事を進めておりました。その後、その鉄筋を接ぐために機械式継手工という工事を新たに追加をして工事をした分の変更ということになります。

○11番（藤川博和君） ということは、この写真の鉄筋ですね。この鉄筋を設置する場合、これは設計どおり設置したんですかね、高さは。

○建設課長（島田誠也君） 下部工の設計どおり、鉄筋をまず設置しております。

○11番（藤川博和君） 設計どおりやっちは間違いないけれども、それなら、油圧ジャッキが入らないということは、もう当然わかっていたんでしょう。

○建設課長（島田誠也君） 今回、四宮橋の架け替えにつきましては、下部工と上部工という形で作業を進めてまいっております。こちらの作業については、下部工、上部工、どちらでも作業が可能であったことや、緊張作業においてうまく鉄筋をかわして作業ができる可能性もあったということで、まずは鉄筋を当初下部工の設計どおりに設置をして、今回油圧ジャッキあたりもいろいろな機種がありますので、そういった機械の選定も踏まえた上で邪魔になった部分を切断したということになっております。

○11番（藤川博和君） 邪魔になったって、全部でしょう。この写真を見れば、全部下のほうに機械的継手工法でやっているですたいね、写真から見れば。

○建設課長（島田誠也君） 兩岸にそれぞれ58本ずつの鉄筋が設置をされておまして、そのうち53本ずつ切断をしておまして、10本はそのまま残っているという、両側に5本ずつ10本残っているということになっております。

○10番（田上 忍君） 今の課長の答弁でいくと、切らなくても済む可能性もあったということは、最初からもうこれは、切らないかんばいという、逆にそういうふうにも取れますよね。ということは、最初からそういうふうに分かっていて、どうしてこういう工事をやる

んですか。

○建設課長（島田誠也君）　すみません、切らなければいけない可能性も十分あったというのですが、今回、下部工で最初にパナペット分の鉄筋を設置をして、上部工側で緊張作業時に邪魔になるので切断をしたという流れになっております。当初の段階で、作業工程の都合で、下部工側で切断をしてつないでもらうという方法も考えられた。どちらでも可能ではあったんですが、作業の進み具合を見て、上部工にするか下部工にするかということに協議を重ねた上で、今回上部工で切断をして継手を接いだほうがいいということになったので、最初の時点ではどちらにするかということ、可能性は大きくあったんですけども、そちらのほうを決めずに作業の進み具合を見ながら、協議を重ねて、今回上部工側での変更ということになったということになります。

○10番（田上　忍君）　ということは、最初から、これはもう切らないかんというのが前提だったということですか。なら、それで今の答弁だと聞こえるんですけど。そしたら、最初からこの金額はもう入っているということじゃないんですか。

○建設課長（島田誠也君）　先ほども申しましたように、上部工と下部工のどちらでするかということを最初決めかねていたというところで、今回、作業が進む中で上部工で切って接いだほうが、作業的にやりやすいということがわかった時点で、上部工側に追加をさせていただいたと。

当初はどちらに、下部工で組んでいたらもう下部工でやってもらうしかない。上部工に組んでいたら上部工でやってもらうしかないということになりますので、今回、工事を進めていく中で、一番やりやすい時点で変更をかけたということで御理解をいただきたいと思います。

○10番（田上　忍君）　ということは、最初からこの変更はもう予定に入っていたということになるんですか。

○建設課長（島田誠也君）　当然そういった工程的には見込まれていた作業になりますが、3月の議会で、パラペット部の工事とか上部工の高欄部とか、そういった伸縮継手の分とか、そういったものが追加になっています。その部分も併せて変更になったということになります。

○10番（田上　忍君）　じゃあ、もうこれは最後になりますけど、こうやって1回切ってまた接いだということですけど、強度的には問題ないということでもいいですか。

○建設課長（島田誠也君）　今回、機械式継手工という形で、カプラーという、さやの中に鉄筋を上と下から接いで強度を保つように、中に樹脂を注入して硬化させています。最後に強度試験といたしますか、鉄筋を引っ張って、鉄筋のどこで切断になるかという強度試験を実施して、母材のほうで切れたという試験結果がございまして、母材と同程度の強度があるという、強度試験もやっておりますので、大丈夫ということになります。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第4、議案第10号、「御船町地域防災計画の一部修正について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本　悟君）　3点についてお尋ねをします。

まず、1点目となりますが、この地域防災計画そのものです。これに対する町の防災会議の役割について説明を求めたいと思います。といいますのが、この防災会議委員には議会側から議長と副議長がオブザーバーとして入っているということになります。この防災会議の役割について、説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君）　本地域防災計画につきましては、災害対策基本法の中に規定されております。災害対策基本法の第42条になりますが、市町村は、国が策定した防災基本計画に基づき、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、これを修正しなければならないというものがあります。

この防災計画を審議また策定するのが防災会議ということになります。これも同じく災害対策基本法の第16条に、当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため市町村防災会議を置くということになっております。策定した後におきましても、この計画の推進に携わっていただくというものになります。

メンバーとしましては、この地域防災計画の本冊の54ページから記述がされております。

○4番（福本　悟君）　それでは、本年度は、先般からのコロナの関係で、書面による開催ということをお伺いいただきました。では、各委員から、今回の一部修正について御意見等はなかったのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　今回、防災会議の委員の皆様には新旧対照表それから本冊を送って審議をしていただいたということで、一応回答としては、委員からの意見等は特段出ていなかったという経緯であります。

○4番（福本　悟君）　では、最初の最後の質問になります。今回のこの地域防災計画の一部修正については、防災会議の中で承認をされたということで理解していいですか。

○総務課長（野口壮一君）　承認といいますか、この防災会議の中で策定するということになりますので、最終的にはこの防災会議で決まった事項ということになります。

○4番（福本　悟君）　では、次の質問になります。

地域防災計画のページが177ページ、ほかにも出てきておりますが、消防団の組織の中で、今回水越地区を有する3分団、それと音楽隊が削除されております。新たに女性消防隊が結成されておりますが、まずはこの説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君）　消防活動の中で、第3分団の水越地区が今回抹消されているというところですが、第3分団の水越地区のほうで、消防団としてのものは消えていますけど、地域別団員ということで72名が協力をいただいているというところなんです。今後ずっと水越地区に消防団が配置されないのかという懸案事項もあります。元に、例えば若い人たちがUターンで戻ってくるとかいうもので、組織が得られるものであれば、また3分団として配置をしていきたいと考えております。

それから、女性消防隊の件ですけれど、主に役場職員の消防隊という形になります。女性目線での町民サービスの提供、また子供や高齢者、災害時の要支援者などへの対応力の向上を目指していくというもので位置づけをしております。上益城消防署におかれましても、女性消防士が3名いらっしゃいます。この上消の女性消防士の皆さんとの連携等を通して、女性における操法技術、技術訓練等に今後対応していきたいと思っております。

郡内におきましては、山都町におかれましても、町職員32名が女性消防隊として位置づけがなされております。

○4番（福本　悟君）　ただ今、総務課長から説明をいただきました。女性消防隊の役割と、理解をいたしました。ただ1つ、今の説明で、これは一般に町民を対象に公募といいますか、今聞いたところでは町の職員を対象にというところで、今後もそういう考え方でいかれるのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　そこはやはり懸案事項ではありますが、消防団、団長それから副団

長会議等を介した中で、今後の女性消防隊のあり方等については協議をしていきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） では、最後の質問に入ります。地域防災計画の81ページを見てもらっていいでしょうか。本年も、先ほど議長からも冒頭にありましたように、日本全国を見ると大きな被害があがっております。この81ページを見ると、御船町における災害危険区域の指定計画というので書かれてありますが、実は、ページが資料編のほうにたくさんに御船町の災害危険区域等が資料編で明示をされております。特にこの中で、資料編の24、25ページ、御船川関係のところではいろいろな、備考のところを見ると、本当に、ちょっと危ないような明記のところがありますけど。

例えば、24ページの一番上です。この緑川の、地先が御船町豊秋で、備考を見ると、堤防高が低く、洪水のおそれありというところで、では町として、これは緑川ですので町の管理ではありませんけれども、今後町としてどういう、防災・減災といいますか、それを計画されていかれるのか。ただ、この資料編でここが危ないですよ、こういうことですよという周知で終わるのか、今後の方向性について、建設課長、お尋ねします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

議員、おっしゃるとおり、土砂災害警戒区域にしる河川の重要水防箇所にしる、この資料の中にかなりの箇所が掲載をされています。これまでも土砂災害警戒や浸水想定区域については、御船町のハザードマップ等で全世帯に配布をしたという経緯がございます。今回、国の河川の管理上での危険なところというところについては、私も、今回この中身を見て初めて気付いた部分もあるところもございます。実際は国の管理河川ということでありまして、河川のパトロール等、出水時は国土交通省において、巡視等もなされているという状況としてはあります。

また、危険箇所には危機管理水位計というものが設置をされて、危機管理箇所の実位置での水位観測等も行われていると、そういったものがどういった形で住民の方につながっているのかというところが、ひとつ、私たちも懸念をするところでもあります。

これまで、こういった危険な箇所を、こういった書物にだけ記載をして、住民への周知というものが行き届いてない部分も大いにあったのかなと思っています。今後は、やはり年度初めあたりに各地区にそういった危険箇所の一覧等を明示をして、各地区で危険箇所の把握に努めていただいて、そういったところも危険であるということを住民方の個人が

理解をしていただくというやり方も必要ではないかと考えているところです。

また総務課あたりと協議して、やり方については検討してまいりたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 建設課長から、課長も多分初めて見られるのかなということで、ただ、担当課長として、今後は1つでも住民に周知をしていただいて、なるべく減災につながるように努めていただきたいと思います。

○6番（増田安至君） この冊子の2ページです。新旧対照表の中で、御船町の防災復興計画というところが名称変更されて、強靱化地域計画ということに置き換わったのか。それとも、新しく、この表の中ですよ、2ページの表の中が、第6期総合計画あるいは御船町地域防災計画と一緒に、強靱化地域計画が新しく入ったのか、それとも、そのニュアンスと
うか、意味合いが新しく組み込まれてこの表になったのかを、説明していただけますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この国土強靱化地域計画に関しましては、東日本大震災をはじめとして、大規模災害、自然災害が多発していることを背景として、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行されました。この法律は、大規模自然災害から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、国民生活及び国民経済を守るため平時から強さとしなやかさを備えた国土利用や経済社会システムを構築することを目的としています。

今回、この国土強靱化地域計画は、この法律の第13条に位置づけられておりまして、都道府県または市町村が定めることができる計画として位置づけられております。御船町においても、令和元年から令和2年度にかけまして、町内の本部会議とか策定部会を開催しまして、関係各課と調整を図りまして、令和2年8月にこの計画を策定しております。今回、国土強靱化地域計画を策定しまして、この国土強靱化の計画は、災害が起きたときにどのように事前に対応していくかという基本方針を定めております。ですので、最上位計画に総合計画があります。その下に国土強靱化計画があるのではなく、それと横並びという形です。それに国土強靱化計画、地域計画それに総合計画、その下に防災計画が位置づけられておりますので、それを頭にもって、その中で計上した、記載したということになります。

○6番（増田安至君） わかりました。それが入ったということで、要はその文言が令和2年8月から改めて策定されて入ったということで、3ページの項目です。災害に強いまちづ

くりの整備の5番目に、御船町国土強靱化地域計画というのが令和2年から6年まで目標で入ったということで記載されています。

ということは、やはり国からの方針として、御船町の国土強靱化について、何か課題を上げてくださいますとか、何かそういうのがあったのかなと。特に計画とか何か上げてくださいますとかはなかったということで理解しとってよかですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

国からそういうのはありませんけれど、まず国の国土強靱化計画、それに熊本県が策定しました国土強靱の地域計画、それと整合性をとって町でも策定してくださいという形になっております。

○6番（増田安至君） わかりました。あとは、たびたび今年の3月までに質問しとったんですけど、防災士という文言が1個入っています。防災士の育成、これは27ページです。地域防災力の向上の一文の中に防災士という言葉が入っているんですけど、防災士育成は御船町としてもしっかり取り組んでいくということでした。今現在、どうなっているんでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 地域での防災力を高める一環として、町では防災士を設置していくということで、令和2年度から取り組んでいるんですけど、この防災士の設置には資格が要るということで、NPO法人日本防災士機構の御協力をいただいて、講習を開く。その講習後に、資格職になりますので、試験があるというものになっています。令和2年度がコロナの影響で、この講習ができてないというのがあります。令和3年度においてもコロナ禍の中で、まだ動きはできてないというのが実情であります。

6月27日に医療を守る強化期間が終わったということで、少しずつ、この防災士を進めていきたいということで考えています。

先ほど建設課長が答弁した中で、各地域で、この防災士になっていただく方を地域から推薦をしていただきたいという町の考えもありますので、その辺を含めたところの地域へ出向いた地域説明会等を開いて対応していきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 最後です。30ページですけど、言葉の中に、文章の中にリアルハザードマップという整備に取り組むということが新しく入っているんですけど、リアルハザードマップについて御説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 全戸に配布してあります御船町の総合防災マップがございます。

この中に、御船川それから県の河川であります矢形川等の崩壊した場合の越水の範囲、浸水の範囲が示されている。これは平面的なものになります。このリアルハザードマップというのが、例えば役場周辺で、御船川が決壊して氾濫した場合に、どのくらいの水位になるかというのを、現地のほうに直接「ここが浸水ラインですよ」というものに直に表示をしていくようなものだったり、避難所の場所あたりに設置を、標識を立てて示していくというものが、このリアルハザードマップというものの取組みになってきます。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、今回の防災計画全体ですが、今回は1回震災の後に全面的な変更がなされて、そして毎年 of 定期的な実情に合わせての防災計画の変更だと、地域防災計画の変更だとは思いますが、毎年こうやって、今から実情に合わせた計画のみを毎年変更していくのか。それとも、きちっとやはり何年かに1回程度、やはり全面的な見直しが必要なのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 先ほども説明をしましたように、災害対策基本法の中には、国の基本計画、それから県の地域防災計画に準じて修正を加えていきなさいと、法律では規定をされております。上位計画あたりが軽微な場合については、その辺の修正で済むような状態でありますけど、やはり町独自の防災計画あたりを新たに埋め込むようなものであれば、それに対応していくというものが求められると思います。

今後の災害の経緯等を踏まえたところで大幅に見直さなければならない時期があれば、大幅な計画の見直しとなるかと考えております。

○9番（福永 啓君） 地域防災計画自体、毎年軽微な変更とか、そういう法律に基づいた、に沿った変更のみでしたら、なかなか議決事案として議会として責任を持って審議、審理することが性格上しにくいような形になっていると思うんです。ただ、一方、この防災計画に関しては、やはり数年間に1回、町の姿自体が変わっていくわけですから、この間の一般質問でしたようにね。ですので、やはり5年とか6年、10年わかりませんが、定期的な全面見直しは私は必要ではないかと。そして本来であれば、そのあたりで議会がきちっと関与しながら、議決案件として責任を持った議決をすべきではないかなとは考えます。それにつきましては、議会の中でも討論しなければいけないことですので、ちょっと今ここで提案だけにしておきます。

次に、自主防災組織、前回の大幅見直しのときに、それまでは組織率は90何%あったわ

けです。しかし、実質上はほとんど機能していなかった、熊本地震においてはほとんど機能していなかった自主防災組織に関して、前回から幾つかここには書かれております。今回も充実させる文言が幾つか加えられております。自主防災組織の位置づけ、連絡指揮命令系統、このあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。自主防災組織には、それをちょっと説明していただきたい。果たしてどこから自主防災組織の長さんにはどこから連絡が来て、そして彼たちはその情報をどこに返せばいいのか、その指揮連絡系統はどのように定められているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃられたように、この防災計画の中で自主防災組織の詳細な指揮命令系統関係、それから伝達事項については、詳細には掲げてはおりませんが、中でも自主的に機能を高めていこうということで、広報みふねの6月号でも陣地区の活動を取り上げさせていただきました。その中にも、ちゃんと情報伝達の班、それから災害対応の初期活動対応とか、そういうものが掲げられておりました。

ほかの地域からも、いろいろ、じゃあどういふことを自主防災組織で取り組んでいけばいいかというのは問い合わせがっておりますので、他自治体事例等を引き出しながら対応しているというところになります。

今のところ、自主防災組織に対する町からのチェック体制というところまでは至ってはいないというところであります。何回も言いますけど、先ほど申しましたように、もう少しやはり町全域の防災力を高めていく上で、地域に町から出向いて、この自主防災組織の強化、それから先ほどお話がありました防災士の問題、それから避難行動要支援者への対応、それから土砂災害警戒区域とか、そういう周知関係です。その辺をしっかりと町から地域に下ろして、地域地域ごとの防災力を高めていくようなものを考えていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 自主防災組織は皆さんが経験していらっしゃるのとおり、組織率のパーセントを高めることが目的ではなくて、きちっとした実効性を持たせることが目的です。その中で、今回も幾つか目標とか具体的な目標とかが加えられていました。それは評価いたしますが、一方、画一的な指揮命令系統、この中にどこにどうやって来るのかということところが、なかなか各区長さんがやっていたらいいし、ほかの方がやっていたらいいところがあるんですが、そのあたりが明確になっていない。そして、地区の自主防災組織の情報をどこにどうやってあげる。担当係はここで、ここなんだという具体的な

そういうところを、ルートを作って、こういうときにはこうしてくださいというのがあればもっとわかりやすいかなと思いますので、そのあたりをまた要望しておきます。

次、最後になります。ハザードマップ、この防災計画の中にもありますし、先ほど見せられました、配ってあります。あの中に、2種類の水害のハザードマップがあります。1つは県管理河川、加勢川ですとか矢形川ですとか、そのあたりが越水した場合、1つが御船川が越水した場合です。これは純粹に雨とかによる、川が、その河川から越水した場合のみのハザードマップでしょうか、両方とも。

○総務課長（野口壮一君） 先ほどお示ししましたハザードマップについては、今議員がおっしゃったとおり、あくまでも国河川、それから県河川からの越水による浸水想定区域ということで示しをしております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、その2種類です、ハザードマップがありまして、県河川。結局、今は越水していなくて、内水被害による浸水、こういうのが問題に、課題に問題になっておりますし、前回一般質問でお伺いしたとおり、今後もそのような心配が増えていくということを住民の方も、もちろん私も心配しておりますが、それに対してのハザードマップはないということになってしまうんですね。そうしますと、それは住民の方は、じゃあどのようにすればいいのか。そのようなところのハザードマップ、これはやはり検討、その他検討だけではなくて、早急に作成、そういうものが必要性があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

議員、おっしゃるとおりだと思います。一応今年度、先日もお伝えした雨水管理総合計画、こちらの策定をいたします。これを来週ぐらいから打ち合わせに入りますけれども、おっしゃるとおり、県内で1市町村だけ、内水のハザードマップを公表しております。うちも浸水シミュレーション、この中で浸水想定区域図というのを成果品の中にも盛り込んでおります。こういうものか、内水ハザードマップあたりの作成の検討をこれからして、町民の皆さんにお示しできるような形に努力していきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 今、町民の方はこのハザードマップを見ていらっしゃるんですよ。だけん、「うちはここだけんよかばい」と思っているんですけど、実は、県管理河川です、越水してなくても今浸水しているところがたくさんあるんです。実情と違った越水のハザードマップになっていますので、まずそういうことをきちっと町民の皆さんも、これはあ

くまで河川から水があふれた場合のハザードマップですよ。内水は入っていませんよということをしちっと知らせる必要があると思って今質問をいたしました。

○環境保全課長（田中智徳君） 一応、どの辺で内水被害が起きるかというのが、先ほど申した浸水想定区域図あたりになりますので、この辺で、今でき上がっているものを広報等で周知したりとか、そういうことを考えていきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 何点かありますけど、このままよろしいですか。

○議長（池田浩二君） はい。

○2番（井藤はづき君） はい。まず新旧対照表で行きたいと思うんですが、15ページです。

早期の立ち退き避難が必要な区域とか、避難経路の冠水想定があるかどうかとか、避難先の選択、避難のタイミングなどを普及啓発する必要があるという趣旨の記載がありますけれども、この普及啓発するための具体的な方法というのは、何か考えられていますか。

○総務課長（野口壮一君） すみません、確認ですけど、新旧対照表の15ページですか。はい。

いろいろな災害に対する情報の啓発関係で、すみません、これも全世帯にお配りしておりますけど、マイタイムラインという、熊本県が策定されたものですが、そういうものをお配りして早目の避難を呼びかけているような状況にもあります。今、熊日でも連日のように災害に対する記事が載ってきております。その中でも私が考える中で、やはり人間の特性として危機的な状況にならないと逃げないというものが書いてあります。その辺を払拭するためにもいろいろな啓発等をしていきたいとは考えておりますけど、また、何回も繰り返しになりますが、町から、町全体の防災力を高めるという視点に立って、町から地域に出向いて、その辺の説明をさせていただいて、地域防災力を高めていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 人によってはすごく意識の差があると思うので、町から出向いた場所に来てくれるかどうかもうわからないような状況だと思うので、うまくそこはしていったって、できるだけ多くの方々に普及啓発ができるように作戦を考えていただきたいと思います。

次に、24ページです。こちらに防火設備の整備の項目がありますけれども、消火設備と警報設備とありまして、全ての重要文化財に設置という項目がそれぞれ記載されていますけれども、これが現時点で整備されていないというものはあるんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 防火設備につきましては、消火器につきましては設置を行っ

ております。建造物につきましてはですね。自動火災報知器、こういうものにつきましては、まだ整備は行っておりません。

○2番（井藤はづき君） まだ整備されてないところには、今後整備を考えていかれるということでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この文化財につきましては、国重要文化財、県重要文化財、町重要文化財がありますけど、建造物につきましては、ほとんどが国の指定のものはございません。ほとんどが町指定で、石橋であったりとか、そういう史跡、そういうものばかりですので、建造物は町指定の建物は1軒だけありまして、そこについては、先ほど言いましたように、消火器の設置のみで、今後、自動火災報知器の整備については、整備を行う予定はございません。

○2番（井藤はづき君） そしたら、この計画上の①にする必要があったのかなと思ったんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これは、あくまでもこれまで記載がなかったものですから、こういうふうに指導的などいうことで記載が今回されております。

○2番（井藤はづき君） おっしゃっていることはよくわかるんですけれども、計画、せっかく新しく入れた項目なので、実情に合わせて作られたほうがよかったんじゃないかなと思いますし、今後も実情に合わせて、実行性のある計画を作っていただきたいなと思います。

次に行きます。25ページに表があります。水防施設の実資材のところの項目に幾つか、どの場所にも整備されていないけれど項目だけあるというのがあるんですけれど、これはどうして項目があるんですか。

○建設課長（島田誠也君） すみません、そこまで確認はしておりませんが、以前は資材として入れてあった資材が、今は必要なくなって項としては残っているという状態になっていると思います。

○2番（井藤はづき君） 必要なのに整備されていないということなのかなと思ったので質問しました。

次、26ページです。85のところです。訓練等で備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、協定を締結した事業者との確認に努めるという記載がありますけれども、というもの

と、28ページにも住民参加型の訓練という言葉も出てくるんですが、具体的にはどのような訓練を今後計画されているでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　まずは、最初の御質問の26ページですか、物資の備蓄とか運送の確認ということで書いておりますけれど、この訓練というものの前に、いろいろな資材等の備蓄状況や運送手段ということで、考えられるのが、地域でできるもの、それから外からの応援があって、この資機材を調達できるもの等が考えられると思います。

この防災計画の中でも、協定を締結している方の一覧表を掲げておりますけど、そういう協定を締結をした方々からの物資提供等をやったり、それから、もし大規模な災害が起きた場合には、国からのプッシュ型支援というものもあります。実際、熊本地震が起こりまして、1週間以内には国から送られてきたもの、資機材等が送られてきているというものもありました。

訓練というものの扱いとして、やはり先ほどから何回も申していますように、その中で、この自主防災組織の中でこういう訓練等も実施していただくというものも考えられると感じております。

○2番（井藤はづき君）　そうしましたら、これは、自主防災組織の訓練ということですか。私がこれを読んでぱっと思ったのが、町に蓄えてある備蓄品を災害時にどう運送したりするのかとか、そういうシミュレーション的な訓練なのかなと、どっちかという町側が行う訓練なのかなと思ったのですが。いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　文章の書き方としては、主語は町はとなっておりますので、町サイドのほうでの訓練と捉えられるものであります。実際、災害が起こったときも、起きるときも訓練というのは必要なと感じております。

○2番（井藤はづき君）　せっかく備蓄センターもできて物資も各避難所の近くに整備したりされているので、その物資を、災害時にどのようなものを、どれだけ、どこに運ぶとか、どうやって運ぶとか、そういったものを実際に動いてみてシミュレーションしてみるという訓練が絶対必要だと思うので、そういった意味で、この訓練もしっかりと計画していただきたいなと思います。

次に行きます。87ページです。こちらに指定緊急避難場所の表がありますがけれども、こちらの収容人数は平常時というか、感染対策下ではない場合の人数だと思いますけれども、こちらは感染対策時はどのようにになりますか。

○総務課長（野口壮一君） 国が提唱していますこの避難所の1人当たりの面積です。1人当たり3平方メートルということでされておりますけど、これも十分コロナ対策に耐え得るものになっております。本来だったら2メートル、2メートル真四角の中に避難者を入れて隣との間の離隔を2メートル持ちなさいということであれば、この1人当たり3平方メートルの面積で十分耐え得るものにはなっております。

○2番（井藤はづき君） では、この数字のまま感染、コロナ対策下とかでも大丈夫ということですね。わかりました。

同じページですけど、七滝小学校が以前からそのままになっていますけれども、この間雨漏りをするからということで博物館の資料を避難させたということを聞きましたけれども、こちらは避難所として使っても大丈夫でしょうか。

○総務課長（野口壮一君） すみません、この作成の段階で、そこまでの情報がひとつ得られてなかったというのも1つの理由ですけど、本来、七滝小学校の校舎については、今後改修等の予定はないということで、この小学校の体育館のほうで、1本で対応していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 体育館で対応されるということですね。

あともう1つ、田代東部小学校です。田代東部小学校は校舎と体育館が指定避難場所及び指定避難所としても指定されていますけれども、これはどうしてこのままにされているのでしょうか。ちなみに、こちらの田代東部公民館と北田代分館は避難所には指定されていませんが、避難所が必要になった場合は、こちらの校舎や体育館で対応されるということでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃったように、田代東部分館それから北田代分館もありますけど、やはり本来公民館活動に支障を来さないというもので、指定避難所には指定はされていないというものだと思います。

その辺は田代東部にしろ、災害の度合いに応じて、もう田代分館を使わざるを得ないというものであれば、そこら辺は臨機応変に対応していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 各自主防災組織の話が先ほどから出ていますけれども、自主防災組織の中で自主避難所を指定というか、この地域はここに避難しようと思っているというところがあると思うんですけど、そういうものは町で把握されたりはされていますか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、地域の公民館等を自分たちの自

主的な避難所として活用しているというものについて、町で全部把握をしているかという
と、そこはできてないような状態になります。先ほどから何回も言いますが、町から出
向いての説明会等を通したところで、そこら辺の状況把握をして、本当にその地区公民
館でも避難所として適なのかというのは、地域と一緒に考えてきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） その自主避難所もある程度把握しておく、物資の輸送とかにおい
ても、前もって段取りができるのでいいんじゃないかなと思います。

あと少しです。92ページです。こちらに災害協定先一覧とありまして、物資供給に関す
る協定を結んでいるのは、コメリだけかなと思うんですけども。こちらの防災計画の資
料編の57ページに、その他の町内業者という項目があって、そちらにはホームワイドとコ
ストコが掲載されています。この違いの説明と、この協定の内容を教えてください。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、まずは新旧対照表の中で、92ペ
ージに、物資は食でいけばコメリ関係になっているのは事実であります。ほとんど協定さ
れる中で、そういう災害に対する資機材関係が主な協定の内容となっております。

心配される食関係です。町の備品の中にも調達の中にも、長期保存ができる食料等のも
のが計画をされております。本来、国も唱えていらっしゃるのが、これも国民の責務とい
うことになるんですけど、災害が起きたときに、最低でも3日分の、自らの食料等は常日
頃から平常時から備えておくべきというのがあります。推奨としては1週間ということ
で言われているわけですが、この災害が起きて3日等以上経てば、交通手段に支障が
ない限りいろいろなところからの支援物資等が送られてくるというものもありますので、
個人で用意する部分、町で長期保存が利く食糧関係それからある程度期間を要したときの、
外からの支援物資の中あたりでの対応ということになってくるかなと考えております。

○2番（井藤はづき君） 最後です。防災計画資料編の58ページです。こちらに備蓄品の計画
があるんですけど、こちらに1年目、2年目、3年目、4年目、5年目とありますけれ
ど、これは、いつどういう意味での1年目、2年目なんでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） これは、ここに掲げているように、備蓄数量に対して、5カ年計
画でこの備蓄品を備えていくという計画にはなっております。令和元年度には、いろい
ろな熊本地震からのストック等もあるものもありまして、実質令和2年から5カ年かけて整
備をしていくというものになっております。令和3年度予算についても、この備蓄品の整
備費用等を計上させていただいているというところです。

いつ何時大きなどういふ災害が起きるかもわかりませんので、この5カ年という縛りでなく、できれば前倒しができれば予算の範囲内で早目に揃えていきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） この1年目、2年目という記載は、大分前から多分そのままになっているんじゃないかなと思いますし、この備蓄計画の数量は前からそう決められているけど、まだ整備できていないという部分も多々あるのかなと思うので、そこは計画を実情に合わせて、実行可能な計画を、何を優先して整備するのかとか、そういうところを考えた上で計画された方がいいんじゃないかなと思います。

あと、これはお願いですけれども、今回みたいに結構質問したいことは多々ありますので、もっと前段階で、委員会とかで議会に出していただくと、議場でこういう長々と質疑をしなくてもよくなるので、これはお願いですけれども、もうちょっと制作段階とか案の段階で、これも案ですけど、もっと前の段階で見せていただけると嬉しいなと思うので、お願いしておきます。

○総務課長（野口壮一君） かなりのページによる防災計画ですけど、国の基本計画、それから県の地域防災計画が町に下りてくるのがどうしても5月中旬ぐらいになってしまいます。それから町で内容を精査して修正して、それから町の防災会議にかけて、町の議会にかけるとして、どうしてもこの時期になってしまうというのが実情であります。できるだけ町も早く整備をして、議員にはお示しをしていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。11時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 休 憩

午前11時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第10号、「御船町地域防災計画の一部修正について」を議題とします。

質疑を行います。

○5番（田上英司君） 確認ですけど、この議案第10号は、計画の一部改正等についていかがかということで上程されていると。一般質問と質疑ごっちゃ混ぜになっているんじゃないかと思いますよ。要するに、この基本的な決まり事が改正されるから、私がお尋ねしたい

のは、職員や関係者への教育とか周知徹底をどうするかということをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（野口壮一君）　まずは、町内での周知徹底ということになりますが、この本計画書の中の58ページから災害本部の組織図からあって、事務分掌があって、その中に各課の担当所管課が記載をされております。まずは、この所管課が、この防災計画の中で何を担っていかなければならないかというのは、この計画書を十分理解してもらえれば、そこら辺はしっかりと伝わっていくものだろうと思います。所管課のその課長が中心となって、その課の中に徹底をしていくというものになります。

全体的なものについては、総務課から職員への周知徹底は図っていきたいとは考えています。また、関係機関等については、今回、この7月議会を出しておりますけど、最終的なものを関係機関にはこの防災会議の方々、それから関係する機関については、送付して周知徹底を図ると考えております。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君）　1点、確認を忘れていました。59ページ、先ほどの質問の流れになりますけど、自主防災組織及び行政区です。ここは、この事務分掌においては、どこが上位機関になるのか。対策統括室の9になるのかとは思ったんですが、どこが行政区及び自主防災組織、それはどこが担当部署になるように、この計画の中ではなっているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　自主防災組織に関する町としての担当窓口としては、総務課で担当すると。地域防災係が主に扱っていくというものになります。

○9番（福永 啓君）　ですから、この中では対策総括室、これは総務課ですね。ここの9という理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　今、議員がおっしゃったように、この対策統括班の中に入るということで、いいと思います。

○9番（福永 啓君）　先ほど申し上げましたとおり、行政区及び、また自主防災組織については、きちっとやはり組織立てをする必要があると思います。ここも、こういうふうにとめてやるのではなくて、ここに10とか入れて、きちっと地域防災とか、そういうのは入れていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　ちゃんと位置づけ的には前に記述していくことが求められると思

います。今後の計画においても、その辺は対応していきたいと思います。

先ほどの答弁でも、総務課で中心ということになりましたけど、行政区まで扱うとすれば、行政区の担当関連課とも歩調を組ませて対応していきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「御船町地域防災計画の一部修正について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の歳出のほうです。今回、委託料等上がっておりますが、この工事の完了見込みというか、そのあたりはどこに置いていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今回の委託の補正につきましては、災害査定前の測量設計等の委託を組んでおります。

現在、国の災害査定が9月頃に行われるという情報を得ておりまして、それから事務を進めたときに来年度になるんじゃないかなろうかと、事務的な流れからいっても考えております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、来年度のどのあたりかというのはまだわからないということですね。もうちょっと行かないと見えてこないということでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） おっしゃられるとおり、災害査定の日程等がまだ国から来ておりませんし、その後の事務という形になってきますので、恐らく12月ぐらいになれば、恐らく災害査定完了できていると思っておりますので、大体先の見込みはできると考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号、「熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和3年度第3回御船町議会定例会7月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和３年度第３回御船町議会定例会７月会議を終了します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１１時４０分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員